

住民税非課税世帯

対象 基準日（令和3年12月10日）に泉佐野市の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯
 ※「親に扶養される一人暮らしの学生」や「別居する子に扶養される夫婦」など世帯全員が住民税課税者の扶養親族などになっている場合は対象外
受給権者 給付対象世帯の世帯主
給付額 1世帯当たり10万円



申請 対象と見込まれる世帯には「確認書」または「申請書」（収入の不明な人が含まれる場合）を送付していますので、必要事項を記入し添付書類（必要な人のみ）と一緒に、同封の返信用封筒で記載の期限までに返送（郵送）してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市役所には申請窓口は設けていません。また、配偶者その他親族からの暴力などを理由に泉佐野市に避難している人で、住民票を移せない人は一定の要件を満たしている場合、その旨を申し出いただくことで給付金を受給できます。

家計急変世帯

対象 上記の「住民税非課税世帯」に該当する世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯
 ※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1ヵ月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。詳しくは市ホームページ（<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/shogai/menu/8533.html>）をご覧ください。

受給権者 給付対象世帯の世帯主
給付金額 1世帯当たり10万円

申請 要件を満たす人を特定できないため、個別の案内はできません。申請書および必要書類を9月30日（金）までに郵送で地域共生推進課へ提出してください。

- 申請書は右記の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター」へ電話で送付の依頼をしていただくか、市ホームページからダウンロードしてください。
- 申請時には本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証などの写し）、受取口座の確認書類（金融機関名・口座番号・口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードなどの写し）、令和3年の世帯全員分の収入が確認できる書類（給与明細、令和3年分源泉徴収等）などが必要です。必要書類の詳細は申請書などを確認してください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によらない減収は対象外です。

申請を受け付けています

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した人が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付しています。

問合せ先 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日除く）に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター（☎463・2181）へ

給付（振込）時期 確認書などを受付後、記載の振込口座に2週間程度で振り込む予定ですが、確認書などの返送が集中する時期は、時間がかかる場合もあります。なお、確認書などに不備があった場合は、確認が取れるまで振込できませんのでご注意ください。

臨時特別給付金の給付を装った特殊詐欺などに注意してください！

- 臨時特別給付金に関して、ATMの操作などをお願いすることはありません。
 - 臨時特別給付金の給付のため、手数料の振り込みを求めることはありません。
 - 臨時特別給付金に関して、メールを送信し、URLをクリックして申請手続きを求めるとはなりません。
- ※臨時特別給付金をかたった不審な電話などがあった場合は、警察署または警察相談専用電話（#9110）へ連絡してください。

給付金の申請はお済みですか？

- 子育て世帯への臨時特別支援給付金
 - 子育て世帯への臨時特別支援給付金【市単独事業】
 - いずみさの新生児臨時特別給付金【市単独事業】
- 問合せ先 子育て支援課
 ※詳しくは広報2月号をご覧ください。

申請期限は
4月15日（金）まで